

# 沖縄の米兵犯罪と日米地位協定

沖縄タイムス社会部記者  
城間陽介

## 自己紹介

- ▶ 2012年沖縄タイムス社入社
- ▶ 写真部→警察担当記者→北部支社→警察担当  
キヤップ→那覇市政担当→司法担当（現在）
- ▶ 現在入社12年目。
- ▶ 警察担当約6年、米兵絡み含めた事件事故を中心取材

事件発生から半年後に報道で発覚  
(2024年6月26日1面トップ)

掲載日 2024年06月26日 柱名: 1面 2面ID: A1320210026\_00001090100137001

(C)沖縄タイムス

# 米兵、少女に性的暴行

不同意性交罪で起訴

那覇地檢 本島公園で誘拐

事件発生から半年後に報道で発覚  
(2024年6月26日1面トップ)

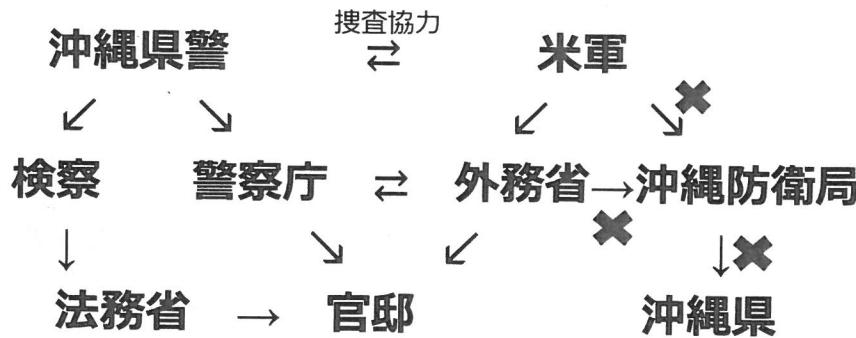
メディア各社  
は公判期日  
チェックで事  
件を知る（6  
月25日）

## 日米首脳会談を控え、政府が隠蔽？



2023年12月	発生
2024年3月11日	書類送検 ※官邸に情報共有
3月27日	起訴（その後保釈）
4月10日	日米首脳会談（事件に触れず？）
6月24日	公判期日確定、メディアが事件把握
7月12日	初公判（無罪主張）
12月13日	判決予定

## 機能しなかった日米の通報体制



## 通報の遅れで被害者補償に支障も

- ▶ 日米地位協定では公務中であれば日本政府が、公務外であれば原則米政府が損害賠償金を支払うと定める
- ▶ 公務外事件事故の被害者補償の手続き窓口は沖縄防衛局。そのため、防衛局が米軍事件・事故を把握していなければ、迅速な補償が進まない。

## 政府は米軍事案の伝達を明言（7/5）

- ▶ 起訴事案は例外なく沖縄県、地元市町村に伝達
- ▶ 一方、性犯罪などプライバシー保護が必要な事案で、仮に情報提供を受けた県が公表すれば、「不適切な取り扱いに該当」。「伝達を取りやめる」と但し書きも。

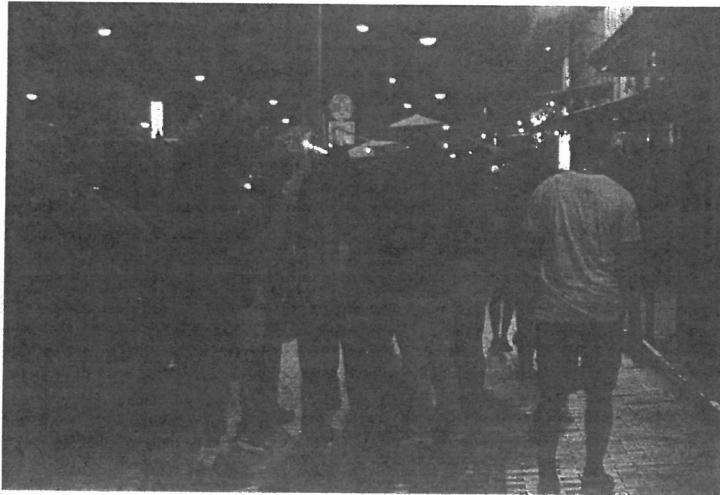
## 後を絶たない米軍人による性犯罪

- ▶ 2023年12月 少女誘拐暴行事件発生 → 書類送検（不拘束）、起訴
- ▶ 2024年1月 住宅街路上で性的暴行 → 逮捕、不起訴
- ▶ 5月 面識のない女性に対し羽交い締め、暴行 → 逮捕、起訴
- ▶ 6月 宿泊施設内で性的暴行 → 書類送検（不拘束）、起訴
- ▶ 不拘束2件とも県警は身柄要求せず、起訴後に身柄引き渡し

## 基地内逃亡→米軍管理下で任意捜査の常態化

- ▶ 日米地位協定では、容疑者の身柄が米軍管理下にある場合、日本側が起訴するまで米軍が身柄を管理する。
- ▶ 過去には基地内の容疑者が証拠隠滅を図ったケースも。
- ▶ 2000年代までは沖縄県警が米軍側に起訴前の身柄を要求した。しかし近年は「米軍の捜査協力は十分」で身柄要求はしないことが暗黙ルール化
- ▶ 沖縄県警OBによると、身柄要求しても警察庁や外務省が突っぱねた経緯も。
- ▶ →外交上の摩擦を避けるために米側に忖度か

## 事件の周知なく、実効性欠く再発防止



飲み歩く若い米兵たちに事件について尋ねると「知らない」と答える者もいた=7月12日本紙記者撮影

2000年事件の対応状況(左)

元犯で起訴前  
凶悪犯罪で起訴前  
元県警刑事部長ら複数証言  
米への要請なし付度か  
国、米兵引き渡し難色

不景気

2000年事件の対応状況(右)

事件事故（米兵犯罪、訓練中の流弾、米軍機不時着・墜落、落下など）  
騒音（嘉手納基地、普天間飛行場）→裁判所は違法状態と認定  
環境汚染（PFAS）、北部訓練場返還跡地の廃棄物

痴駄だからやらない  
痴病要求署も自己規制  
米に従順國の姿浮かぶ  
起訴前引き渡しの件

【解説】  
事件事故（米兵犯罪、訓練中の流弾、米軍機不時着・墜落、落下など）  
騒音（嘉手納基地、普天間飛行場）→裁判所は違法状態と認定  
環境汚染（PFAS）、北部訓練場返還跡地の廃棄物

【解説】  
痴駄だからやらない  
痴病要求署も自己規制  
米に従順國の姿浮かぶ  
起訴前引き渡しの件

【解説】  
事件事故（米兵犯罪、訓練中の流弾、米軍機不時着・墜落、落下など）  
騒音（嘉手納基地、普天間飛行場）→裁判所は違法状態と認定  
環境汚染（PFAS）、北部訓練場返還跡地の廃棄物

## 米軍駐留によるさまざまな派生被害

- ▶ ①事件事故（米兵犯罪、訓練中の流弾、米軍機不時着・墜落、落下など）
- ▶ ②騒音（嘉手納基地、普天間飛行場）→裁判所は違法状態と認定
- ▶ ③環境汚染（PFAS）、北部訓練場返還跡地の廃棄物

## 米軍基地の管理権の見直し＝日米地位協定の実質的改定が必要

- ▶ ドイツ、イタリアの駐留米軍は受け入れ国の国内法が適用されている
- ▶ →日本は過去60年間、一度も日米地位協定の改定なし。
- ▶ ガイドライン策定、運用改善の見直しの弥縫策。場当たり的、その場しひきの対応が続いてきた。
- ▶ 自由な基地使用権が米軍人の間に特權的意識を醸成しているとの指摘も

▶ご清聴ありがとうございました